

第
47
号

東京れんめい



編集・発行／東京都看護連盟 発行責任者／高原静子
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前一丁目10番34号 原宿コープ別館511号室
電話:03-3796-0270 FAX:03-3796-0271 E-mail:office.tokyo@kango-renmei.gr.jp



日頃より連盟会員の皆様には、
東京都看護協会の事業にご理解
ご協力を賜り感謝申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の
対応も3年目に入り、最前線で
尽力されている看護職に対しても、
社会はその重要性を再認識し、
看護職の待遇改善と公的賃金の
引き上げようやく一筋の光が
刺してきました。



東京都看護協会
会長 山元 恵子

会員の皆さまには日頃より
東京都看護連盟の活動にご協力、
ご支援いただきましてありがとうございます。
新型コロナウイルス発症以来最前線で働く看護
職の皆さまに心より感謝と敬意
を表します。第49回衆議院選挙では、自民
党が単独過半数を得て、看護
連盟においても2名の国會議員
を送り出すことができました。
そして、新政権は公約に看護職
の給与引き上げを示しました。



東京都看護連盟
会長 高原 静子

既に昨年の補正予算では2022年2月から9月の1%程度の引き上げ、10月以降は診療報酬による3%程度の引き上げが決定しましたが、看護職・看護補助者、またコメディカル関係と多くの職種が対象と広がり始めていることに一抹の不安を感じながら、今後の動向を見守りたいと思います。当会は、看護職が安心して働き続けられる環境づくりと専門職としてふさわしい待遇の実現に向けて連盟の皆さんと共に努力をして参ります、今年もご支援をどうぞよろしくお願ひいたします。

昨年11月、看護職等の賃金引上げ措置が限定期に閣議決定されました。これに対し、日本看護協会と日本看護連盟は、全ての看護職に3%のアップをすること、そして確実に看護職の手に届く方法での支給を要求しました。また、「看護職員の収入増の必要性に関する意見書」が公的価格検討評価委員会に提出されました。今年は参議院選挙の年です。看護職への社会的評価が高くなっている今こそ、私たちの力を結集し、看護職の代表を高得票で国政に送り出さなければなりません。看護職の働く環境が改善されたと感じられるよう皆様と共に取り組んでまいります。



第49回衆議院選挙で、 あべ俊子候補、たかがい恵美子候補が当選！



あべ俊子衆議院議員、おめでとうございます！



たかがい恵美子衆議院議員、おめでとうございます！

衆議院議員
あべ 俊子

新年あけましておめでとうございます。皆さまのご協力のもとワクチン接種も進み、コロナ禍からの復興に光が見えて参りました。感謝申し上げます。

昨年末、岸田政権下において看護師賃金の段階的な引き上げが決定いたしました。今後は対象者を絞ることなく、全ての看護職への恒久的な賃金引上げを求める努力して参ります。また、今年は診療報酬改定が実施されます。新興感染症対応の他、医療従事者の負担軽減、タスクシフティングも重視されます。先般のパンデミックでは、看護師の専門性が注目され、高度な技術・知識による看護提供への適切な評価も望まれています。訪問看護の量的確保、質の担保も引き続きの課題です。

いつの時も、政策立案の基本となるのは、現場の声です。誇りをもって看護職を続けられる職場環境の整備に貴連盟の皆さんと一緒に取り組んで参りたいと存じます。

衆議院議員
たかがい 恵美子

向春の候、東京都看護連盟の皆様におかれましては、ますますご清祥のことと存じます。皆様には国民福祉の向上と看護政策の推進に変わらぬご支援を賜り心から感謝を申し上げます。

また昨年は皆様の厚いご信任を得て、衆議院議員として新たな一歩を踏み出す栄誉に与りました。これからも現場第一の姿勢を貫いて地道に努力を積み重ね、さらなる成果をお見せできるよう精進する所存です。寒さ厳しい折、いのちの最前線では通常業務に加え、引き続き感染症対策に注力しなければならない状況が続きます。ご負担をおかけし誠に恐縮ですが、皆様の日々のご努力が、まさしく国民生活の安寧に直結していることを広く周知し、看護職の技術評価の引き上げと待遇改善及び働き方改善のために全力を尽くす覚悟です。ご多忙の毎日とは存じますがどうかご自身の健康と幸せを大切にされ、皆様にとって良き一年となりますようにご祈念申し上げます。

参議院議員
石田 まさひろ

東京都看護連盟の皆様、日頃よりご支援を賜りありがとうございます。

昨年も、新型コロナウイルスとの戦いのなかで、看護職たちは日々、精神をすり減らしながら懸命に日本の医療を守って下さいました。東京都看護連盟の皆様に心より感謝を申し上げます。今後経口治療薬の普及やワクチン接種が現場の負担軽減につながることを期待し、アフターコロナのスタートが切れるよう努力を重ねてまいります。

国会では再び参議院国会対策委員会副委員長を拝命し、交渉役として今年も走り回ります。まずは診療報酬改定、看護職の所得向上を含む本予算の成立を目指します。

今年は参議院選挙の年です。私たちの力を結集し、看護の力を世にみせられるよう頑張っていきましょう。私も精一杯務め上げます。そして看護職が「今日も良い看護ができた！」と感じられる環境を作るため、身命を賭して頑張ります。

【活動報告】



1. 東京都議会自由民主党各種団体令和4年予算要望のヒヤリングに参加しました

月 日: 2021年9月1日

場 所: 東京都議会議事堂2階 第2会議室

参加者: 東京都看護連盟(4名)

東京都看護協会(5名)

訪問看護ステーション(1名)

重点要望:

- ①ポストコロナを見据えた対策について
- ②看護職の確保・定着推進及び育成と教育について
- ③災害発生時の連携及び支援について



2. 木原誠二内閣官房副長官に「すべての看護職の賃金のひきあげを」の要望を行いました

月 日: 2021年11月16日

場 所: 自民党会館

参加者: 高原会長(東京都看護連盟)

勝又日本看護協会事務理事、福井日本看護協会会长

木原官房副長官、和田日本看護連盟幹事長

大島日本看護連盟会長、石田参議院議員(写真左から)



3. 令和4年度国家予算要望・税制改正等予算要望聴取に行きました

月 日: 2021年11月19日

場 所: 自民党会館

参加者: 東京都看護連盟(2名)

日本看護連盟(3名)

訪問看護ステーション(1名)

都内で働く約13万人の看護職はそれぞれの現場において患者や利用者の皆様の命と暮らしを守るために新型コロナウイルスと対峙しています。こうした状況の中で令和4年度の国家予算・税制改正などに対する要望はポストコロナを見据えた対策を中心に要望しました。



【2021年度第4回関東甲信越看護管理者等政策セミナー】

月 日: 2021年11月27日(土)

会 場: TPK ガーデンシティ千葉

方 法: オンライン

内 容: 講演1 友納理緒日本看護協会参与・弁護士
「看護と法律—コロナ禍における課題」
講演2 石田まさひろ参議院議員
「デジタル社会における看護の問題」

講演3 熊谷俊人千葉県知事

「地域包括ケアの課題と展望」

講演4 勝又浜子日本看護協会専務理事

「日本看護協会の重点政策と政策」

講演5 大島敏子日本看護連盟会長

「看護の未来をつくる一看護連盟と政策」

【東京都看護連盟役員・支部長合同会議、選挙対策委員会】

コロナ感染の対策を十分に行い会場集合とオンライン

視聴のハイブリット方式で行いました

月 日: 2022年1月8日

会 場: 東京都看護協会1階研修室

参加者: 会場18名、Zoom参加7名

・役員・支部長合同会議

・研修会「参議院選挙実践の手引き」

講師: 日本看護連盟常任幹事 尾形妙子

・選挙対策委員会:

各地区・支部の戦略・後援会名簿についての報告



【研修会報告】

テーマ：「急変時のアセスメント（基礎編）」

日時：2021年9月25日（土）14:00～16:30

場所：東京都看護協会 302号室

出席：59名

講師：東京女子医科大学病院

急性・重症看護専門看護師 山崎千草先生



テーマ：「急変時のアセスメント（応用編）」

日時：2021年11月20日（土）14:30～16:30

場所：東京都看護協会 302号室

出席：54名（Zoom参加2名含）

講師：東京女子医科大学病院

急性・重症看護専門看護師 山崎千草先生



一研修についての意見・感想一

- ・急変時のCOVID19の対応も聞くことが出来て良かった。持ち帰って周知したい。
- ・資料がわかりやすく復習していきたい。
- ・経験年数があっても、定期的にトレーニングしないと怖さや不安を感じているので、今回の研修は有難い。新しい知識の習得になった。
- ・看護師1年目でICUに配属されて、急変時に何も出来なかつたが、これからは急変時には自分で観察・アセスメントして行動できるようにしたい。
- ・今までの曖昧な知識がはっきりと分かった。まだまだ学ぶべき事が多いと感じた。



一研修についての意見・感想一

- ・説明がわかりやすく、明日から実践できるような研修でした。
- ・前回参加してとてもわかりやすかったので、今回も参加出来て良かった。改めて病棟での急変対応を見返したいと思った。
- ・急変のアセスメントについて事例を元にわかりやすく、イメージしやすく考えることが出来た。
- ・事例を使いながらの研修だったので、自分で考えながら学ぶことができ、わかりやすかった。
- ・臨床での経験があるため、大学の時の講義と違いイメージをしながら出来て良かった。
- ・焦らず予測をしながら、急変対応が出来るようになりたい。

テーマ：せん妄患者の看護

～看護の力で防ぐ適切な関わり方～

日時：2022年1月15日（土）14:00～16:00

場所：ワム貸会議室 御茶ノ水

出席：38名

講師：順天堂大学医学部附属

順天堂東京江東高齢者医療センター
老人看護専門看護師 佐藤 典子先生



一研修についての意見・感想一

- ・認知症とせん妄の違いを学ぶことができ、見極めることができ大事だと学びました。
- ・せん妄患者との関わりもその人の本来の状態を考慮して個別性をもってケアすることが大切だとわかりました。今はコロナ禍で家族が面会できないので、より一層看護師の関わりが重要であると思いました。
- ・せん妄はいつ、どの患者がなってもおかしくない身近なものなので勉強になりました。過活動型、低活動型とせん妄のタイプがあることを知りました。
- ・術直後の患者がせん妄になることが度々あるため、今回参加しました。今日の学びを日々の業務に活かせるようにしていきたい。
- ・コロナ病棟でもせん妄リスクが高く、若い患者さんもせん妄になることがあります。環境が影響すると実感できたので、とても参考になりました。



【施設紹介】

東海大学医学部付属八王子病院

病床数=500床 (一般 459床、ICU／CCU 16床、ハイケアユニット 25床)

診療科=31科

看護職員数=519名

看護部長=伊藤由美子



東海大学医学部付属八王子病院

当院は、二次医療を担う500床の急性期病院で、今年開院20年目を迎えます。看護師506名がより良い看護を実践するための看護部の理念は「愛の看護」です。

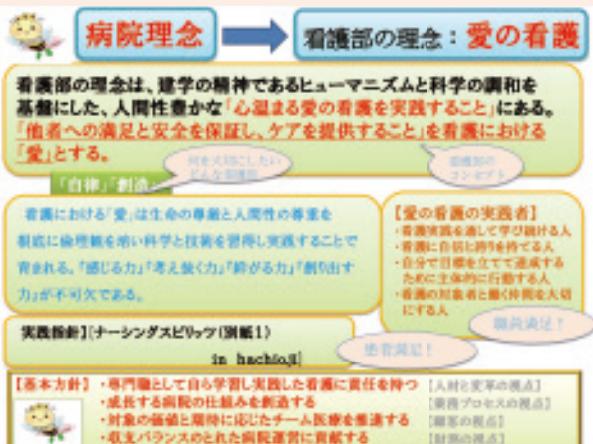
東海大学建学の精神である『ヒューマニズムと科学の調和』を基盤にした人間性豊かな心温まる看護を実践することであり、『他者への満足と安全を保証し、ケアを提供すること』を『愛』と表現しています。

私が勤務する手術部門は、16室の手術室と3室の血管造影室を有します。急性期病院として「断らない手術室」をモットーに、42名の看護師は医師や技士など様々なスタッフと年間5000件程の手術や1500件程の血管造影検査・治療に奮闘しています。多忙であってもやりがいを感じ協力し合う組織風土を作り、手術室看護師として高いモチベーションをもって仕事をするスタッフ達からは私自身とても良い刺激を受けます。



手術室における「愛 (=患者の満足と安全の保証)」の大前提是、「予定通りの術式を予定時間で合併症なく終了する」ことだと思います。そのため看護師は、知識・技術向上の自己研鑽はもちろん、手術によって患者に起こり得る事を予測し術前から対策に努めたり、病棟看護師や医師、技士などと情報共有したり、安全のためにチームステップス促進活動や感染防止の呼びかけをするなど、手術室の「愛の看護」」のための細かな準備や配慮、活動をしています。術前訪問にはまだまだ課題がありますが、手術当日はしっかりと患者確認、そして限られた時間での会話、手術台に患者が上がり麻醉が効くまでの声掛けや移動の援助、タッピングなど不安いっぱいの患者に寄り添う看護師としてできることを一人ひとりが考え実践しています。

(関口 智子)



【友納参与に聞く！シリーズⅡ】



公益社団法人日本看護協会 参与

とものう
友 納 理 緒
りお

看護師・保健師・弁護士

プロフィール

東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科博士前期課程修了、早稲田大学大学院法務研究科修了。
看護師、保健師であり弁護士。

医療現場を経験する中で、医療事故の発生時に医療者の力になりたいと考え、弁護士を志す。

Q2.現在の新型コロナウィルス感染症が拡大するなかで法的な観点から気をつけておくべきことはあるか？

新型コロナウィルス感染症が拡大する中で、医療の最前線で大切な命を守ってくださっていることに心から感謝申し上げます。私の仕事は、このように最前線で働く皆さんができる限り法的な不安を抱えることがないように後方から支援をすることだと考えています。

先日、訪問介護を利用していた家族を新型コロナウィルス感染症で失ったご遺族が、訪問介護事業所の運営会社に対し。「家族が死亡したのはコロナ感染の兆候があったヘルパーの訪問を続けさせて安全配慮義務を行ったためだ」と主張して損害賠償を求める裁判が起こされました。この事例は、和解により、審理開始前に訴えが取り下げられましたが、ご遺族は、「提訴の目的は介護現場の安全管理体制に対する問題提起である」としていました。

これは、訪問介護の事例ですが、同様のことは医療現場においても想定されます。医療機関内で院内感染が発生し、患者さんが死亡することもあり得るからです。それでは、院内感染による法的責任が問われないようにするにはどのような点に注意すればよいでしょうか。

医療機関の管理者は、医療機関を利用する患者の生命・身体の安全に配慮する義務を負っています。その一環として院内感染対策は必須です。仮に、不十分な対策のもとで、患者が新型コロナウィルスに感染したような場合には、安全配慮義務違反として損害賠償責任を負う可能性があります。

それでは、医療機関は、どの程度の感染予防対策をとっていればよいのでしょうか。もちろん院内感染が起きたからといって、すぐに医療機関に過失があるということにはなりません。院内感染が起きた当時の感染対策の水準をみたしていたかが問題となります。

新型コロナウィルス感染症対策については、たとえば、現在（令和3年7月31日時点）、厚生労働省から「新型コロナウィルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第5.1版」（診療の手引き検討委員会）が公表され、その中で個人防護具、換気、環境整備、廃棄物などについて適切な院内感染対策をとることが求められています。このような手引きは感染対策の水準とされる可能性が高いものです。そのほか、国立感染症研究所、学会や日本看護協会をはじめとする医療系団体の公表する資料などを常に確認し、新しい情報を得るようにしましょう。そのうえで、適切な感染対策を行い、そのことを記録に残しましょう。

なお、医療機関の規模や人員などにより手引きなどで推奨される対応が困難な場合には、同規模の医療機関において一般的に講じられている感染対策を行っていれば問題ないと考えますが、その方法を選択する合理的な理由を説明できるようにしておく必要があります。

[友納参与に聞く!シリーズⅢ]

**Q3.コロナ禍において看護の価値や本質が社会に広く伝わるなか、
今後、看護職に期待される役割と課題は?**

平成27年10月、チーム医療を推進し、看護師がその役割をさらに発揮するため創設された「特定行為に係る看護師の研修制度」が開始されました。少子超高齢社会における地域・国民のニーズに積極的に応えるため、同制度の活用が求められます。もっとも、この特定行為に係る看護師の研修制度は、看護師の業務1つである「診療の補助」の枠内の制度であり、医師の指示を前提としています。それに対し、今、この医師の指示のもとでの診療の補助行為だけでは対応できない現場のニーズがあり、特に医療資源が限られた地域では、住民や利用者の療養生活をさせるためには、看護師が現行法では認められていない新たな裁量権を持ち、役割を担っていくことが求められています。ここでは、これをナースプラクティショナー制度といいます。なお、諸外国では、大学院修士課程における専門課程を修了し、免許取得または登録した看護師が、医師の指示がなくても一定レベルの治療などを行うなどして、医療現場で活躍しています。

国内では、まだこの制度についての議論が始まろうとしている段階ではありますが、上記のとおり、「看護職が現行法では認められていない新たな裁量を持つ」ことを想定している制度ですので、今後、法律改正に向けて、なぜ改正が必要なのかということを示す事実(これを「立法事実」といいます)を積み重ねていく必要があります。現時点では、国が在宅医療や・介護を推進していること、7割以上の訪問看護ステーションで医師の指示が得られず症状が悪化していること、高齢化率が高い地域ほど、状態が変化したときの看護師から医師への連絡が困難であること、医師への往診依頼がさらに困難であること(日本看護協会(2019)「訪問看護における看護師のケアの判断と実施に関する実態調査」)、高齢化率の高い地域からナースプラクティショナー制度創設を求める多くの声(首長や医療行政担当者、医師など)があることがあげられています。

今後もさらに地道な立法事実の積み重ねと立法府に向けた働きかけが必要になりますので、皆さんの実感やご意見をお聞かせいただきたいと思います。また、専門性の向上は待遇面にも反映されなければなりませんので、その点も検討する必要があると考えています。

「看護職のチカラになりたい」

それが私の一番の願いです。

看護師が必死になって働く姿をさまざまな場面で見てきました。

法律により守られていないため、苦しんでいる姿も見てきました。

看護と法律。

両方の専門知識をもったリーガルナースとして、みんなの声を集めて、
明日の看護を変えていきます。



とものうりおを応援する会





選挙に行こう! 投票しよう!

どんなに声をあげて主張しても、法律が変わらなければ何も変わらない。制度が変わらなければ今までと同じままで。行政を動かすには政治の力が不可欠です。

看護の代表を国会に送り出して
医療現場からの声を届けてもらうことが大切です。



- ・看護職の待遇改善
- ・看護職の賃金3%アップ



入会のお説明

私たちが目指すのは、人々が健康で明るく暮らせるような社会を作ることです。そのために労働条件の改善をはかり看護教育の水準を高めるなどの体制づくりが必要です。

【会費】日本看護連盟 5,000円
東京都看護連盟 5,000円
合 計 10,000円

【申込方法】

規定の用紙に記入の上、
東京都看護連盟宛に送付して下さい
電話: 03-3796-0270
メールアドレス:
office.tokyo@kango-renmei.gr.jp

公式サイト



従来の内容を踏襲しつつ、レイアウト等の見直しを行いました。
是非、ご覧いただきたいと思います。
左のQRコードからスマートをご覧ください。
<https://www.tokyo-kangorenmei.jp/>



年会費 2,000円



会費無料

【編集後記】

皆様におかれましては新型コロナウイルスによる未曾有の災禍とは言え一致団結してこの難局に立ち向かわれていること存じます。

今年は大事な参議院選挙を控えています。現場で働く看護職の声が届くよう一緒に声をかけながら力を合わせて活動していきましょう。

(清水 陽一)

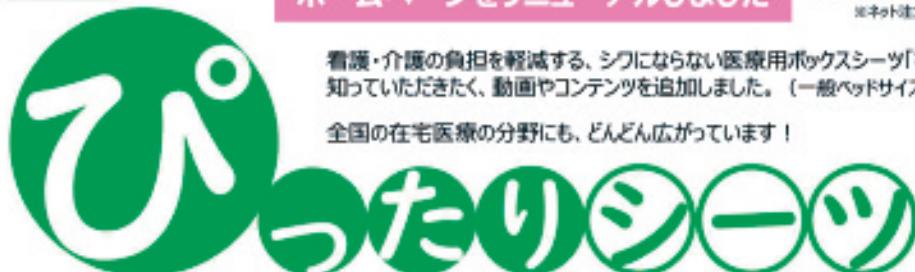
広報委員長 柳谷 博幸
委員 三島くみ子
委員 奥村 雅子
委員 清水 陽一
相談役 石塚 紗子

特許取得済

ホームページをリニューアルしました

<https://www.t-shinkou.co.jp/>

ネット注文（クレジットカード使用可）7月中 開始予定



オンラインでの商品説明（Skype・ZOOM・LINE・FaceTime等）も実施しております



日本訪問看護連盟 法人会員
株式会社 信公

〒341-0054 埼玉県三郷市泉3-3-17
TEL : 048-953-3100 FAX : 048-953-1405
Mail : pittari@t-shinkou.co.jp

